

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

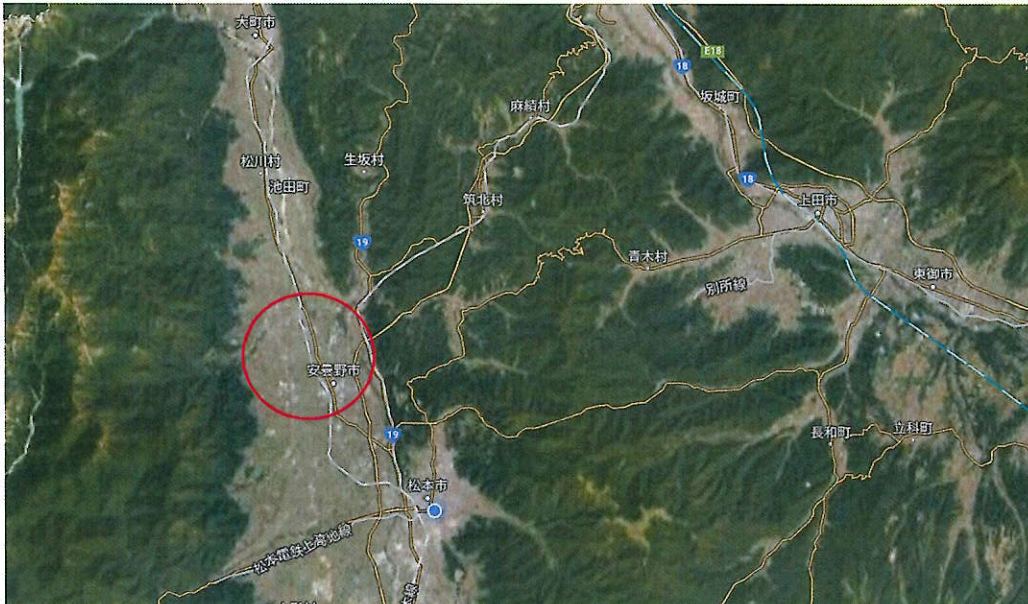
当会近郊の災害発生状況及び想定される災害発生の情報、安曇野市が策定した安曇野市防災マップ及び J-SHIS（防災科学技術研究所）が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) - 1. 地域の概要・立地

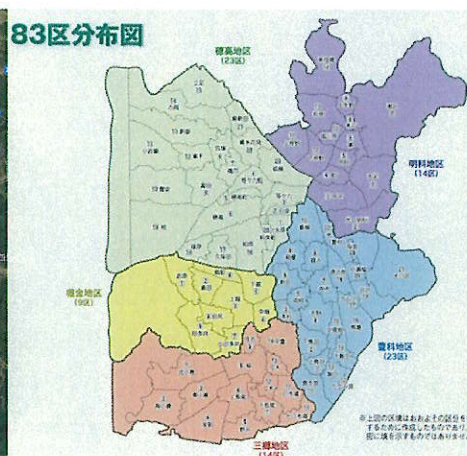
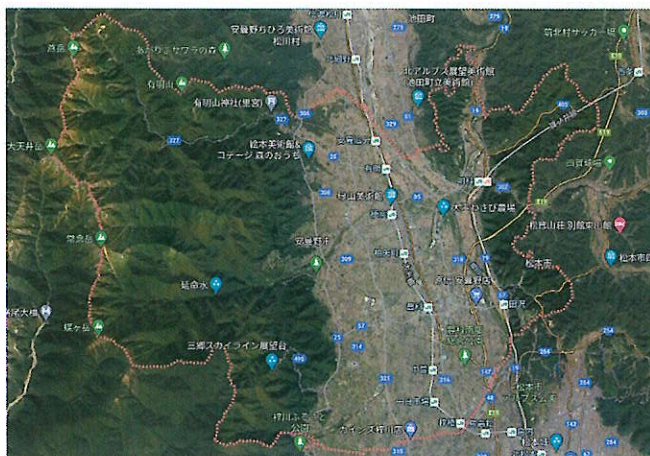
安曇野市(以下当市)は、長野県のほぼ中央に位置し、西部は北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳など海拔 3,000m級の山々が連なる。その北アルプスを水源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する市の東部は、海拔 500mから 700mの概ね平坦な複合扇状地となっており、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、南は松本市に隣接している。

当市は北アルプスの山岳地帯をのぞいて、中央高地式気候（内陸性気候）にあたり、年間を通して最低気温と最高気温の差が大きく、湿度が低めで降水量が少ないのが特徴である。

年間降水量は、雪の影響を受けて松本盆地の北側や西側の山岳地帯に向かって多くなり、特に西側の北アルプスの方が多くなっている。



安曇野市地域の拡大



(1) -2. 土砂・洪水ハザードマップ当市は 5 つの 1 級河川と堰（せぎ）と呼ばれる多くの用水路が開発され、地域全体が現在のような水田地帯となっております。当市の防災マップによると、犀川、穂高川、高瀬川の三川合流部を中心に 10～20mの浸水、また、黒沢川、万水川、犀川上流の梓川において 0.5m未満～3mの浸水想定となった。

また当市は、市域の東西を急峻な山地帯が囲んでおり、法指定による土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所など、土砂災害を警戒すべき区域・箇所が多数存在する。

①全体図（安曇野市防災マップ 2021 版より抜粋 以下同）

防災マップ

洪水・土砂災害編

洪水・土砂災害警戒マップ

洪水・土砂災害が起る場合にどのような浸水する可能性があるかについて、これまで約100年に1回の発生頻度である大洪水発生時の浸水想定区域を想定していましたが、平成27年の大雨災害により、想定し得る最大規模の洪水（概ね100年に1回程度の洪水）による浸水想定区域に再編しました。本マップは、その浸水の想定を最新の状況で公表し、市民に示したものです。

土砂災害：土砂災害の発生が危険な区域や、砂り崩れが起る危険のある区域も、長野県が土砂災害警戒区域として示したものです。

さくいん図

令和元年度日本台風（台風19号）は、中低地の地、関東地方や東北地方でも記録的な大雨となり、最大規模をたたき出した。牛久保川が急激に増水し、基土も被害が発生した長野市（牛久保川中流部付近）

■このマップの浸水想定区域は、国が管理する犀川と長野県が管理する5河川（穂高川、高瀬川、万水川、黒沢川、乳川）が氾濫した場合の浸水の区域と深さを示したものです。

■浸水想定条件

- 犀川浸水想定区域
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
- 穂高川浸水想定区域
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
- 高瀬川浸水想定区域
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
- 万水川浸水想定区域
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
- 黒沢川浸水想定区域
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
- 乳川浸水想定区域
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。
 - 200年規模の洪水（概ね100年に1回の発生頻度）による浸水想定区域を示しています。

■浸水の範囲に関する注意点

- 浸水の範囲は、実際の地形による浸水想定と異なる場合があります。
- 浸水想定は、洪水発生時の浸水想定を示すものであり、実際の浸水範囲を示すものではありません。
- 浸水想定は、洪水発生時の浸水想定を示すものであり、実際の浸水範囲を示すものではありません。

被害凡例

浸水想定	土砂災害警戒区域(危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)
0.5m未満	土砂災害警戒区域(危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)
0.5m～3.0m未満	土砂災害警戒区域(危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)
3.0m～5.0m未満	土砂災害警戒区域(危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)
5.0m～10.0m未満	土砂災害警戒区域(危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)
10.0m～20.0m未満	土砂災害警戒区域(危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)	土砂災害特別警戒区域(土砂災害危険箇所)

②詳細(23～24)

穂高 有明 北穂高

普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。

Always confirm the routes to the evacuation areas.

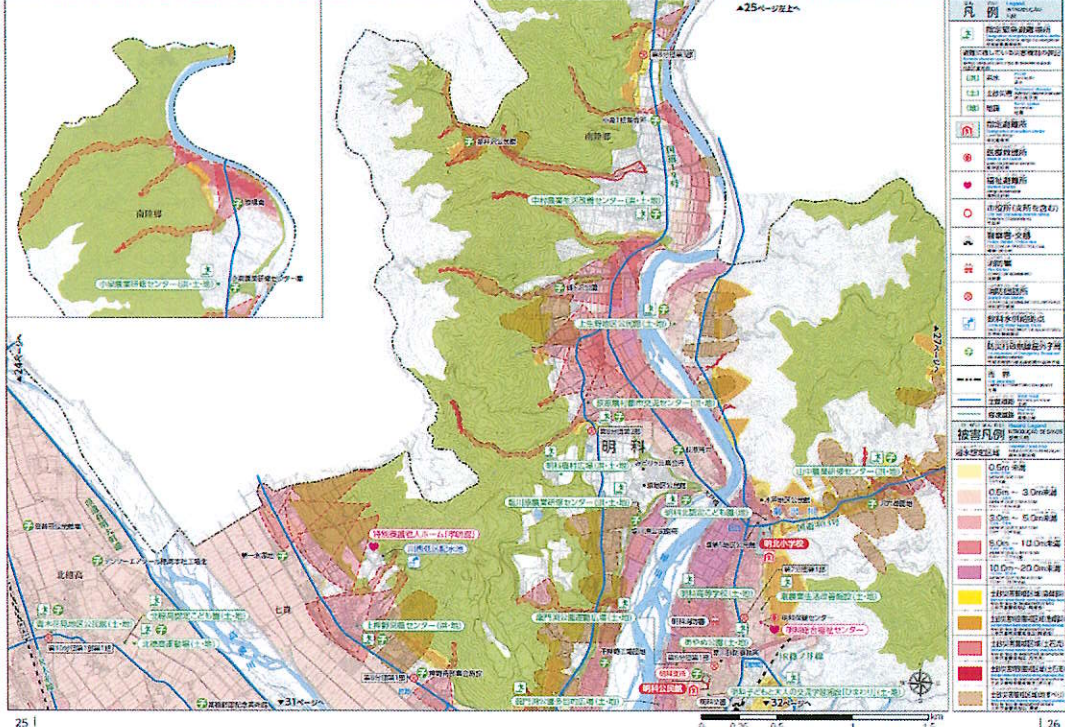
凡例

避難場所	避難経路	避難所	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)
避難場所	避難経路	避難所	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)
避難場所	避難経路	避難所	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)
避難場所	避難経路	避難所	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)
避難場所	避難経路	避難所	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)
避難場所	避難経路	避難所	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)	避難所(指定避難所)

③詳細 (25～26)

明科 中川手 七貴 東川手 南陸郷 北穂高
Akashino Higashiakashi Nishigahara Minamiritsugyo Hokuei Kitahirohaka

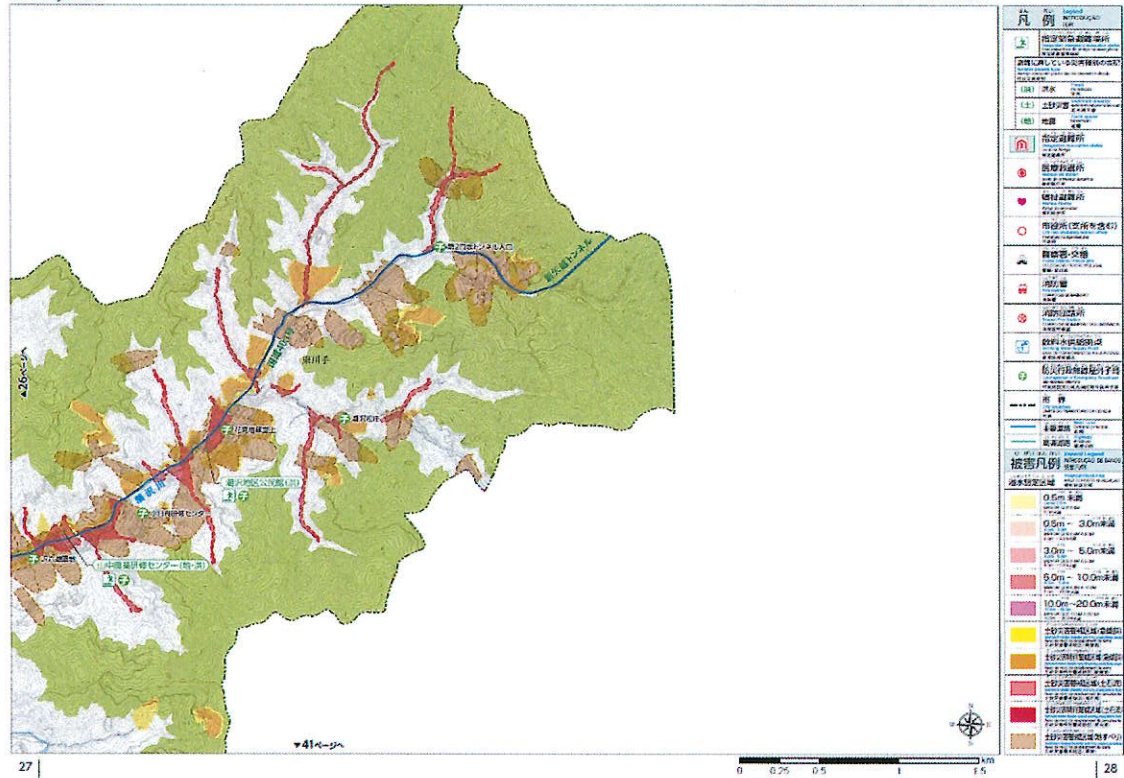
▲ 普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。
Always confirm the routes to the evacuation area.



④詳細 (27～28)

明科 東川手
Akashino Higashiakashi

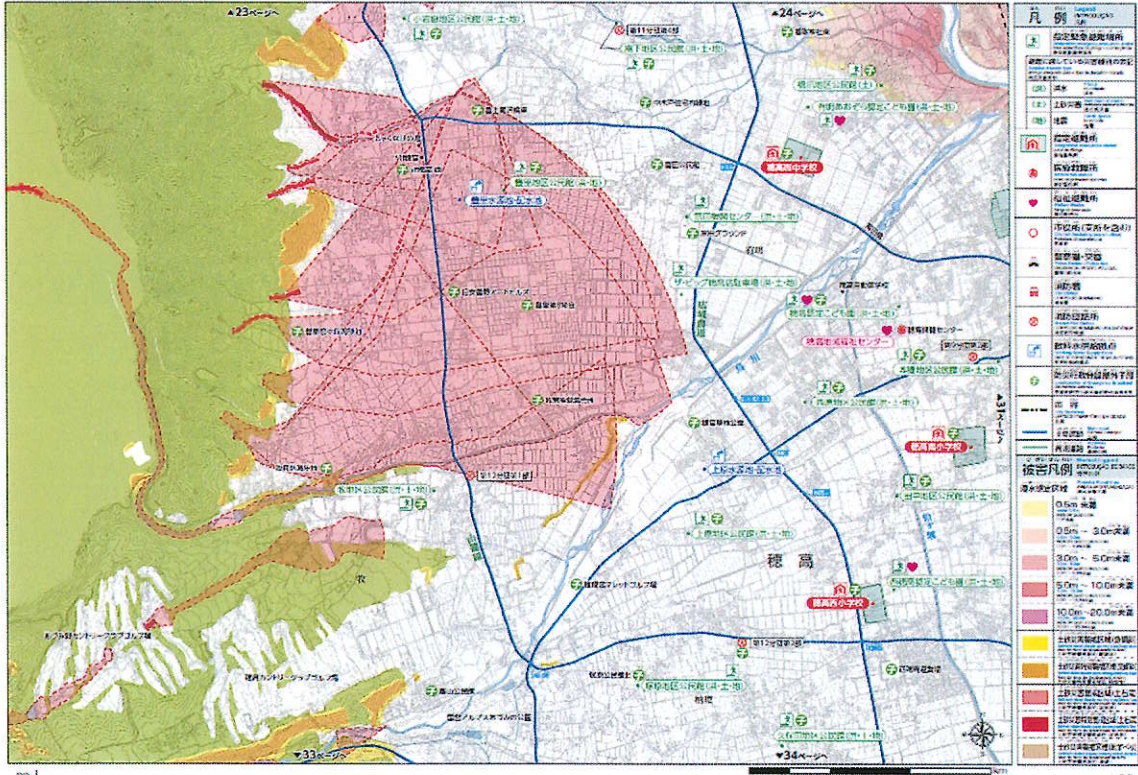
▲ 普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。
Always confirm the routes to the evacuation area.



⑤ 詳細 (29~30)

北穂高 有明 穂高 柏原 牧
 Hokaiji-Kitaokutani-Ariaki-Hokutaka-Kashirohara-Maki

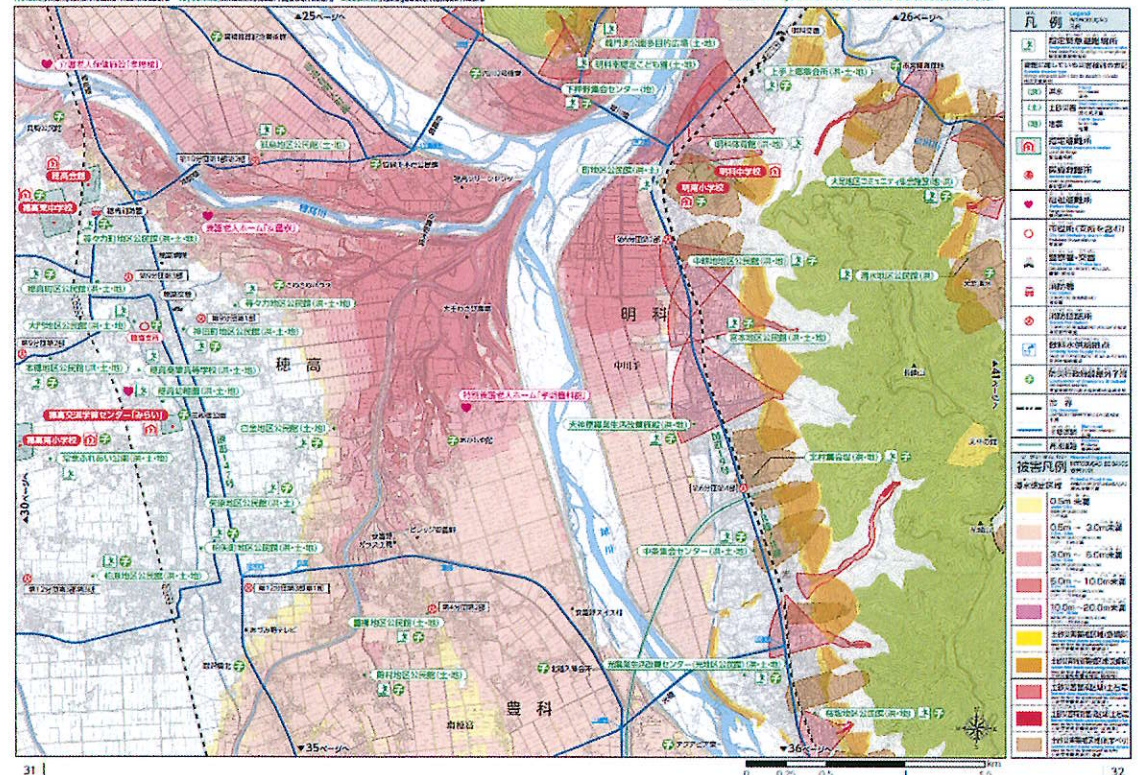
九 普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。
 Always confirm the routes to the evacuation areas.



⑥ 詳細 (31~32)

北穂高 穂高 柏原 南穂高 田沢 光 明科 中川手 七貴 光
 Hokaiji-Kitaokutani-Hokutaka-Kashirohara Toyosaka Minamihokutaka/Tanazaki-Hikaru Akasaka/Mitsukawa Nakagawate 7ki Mitsukawa

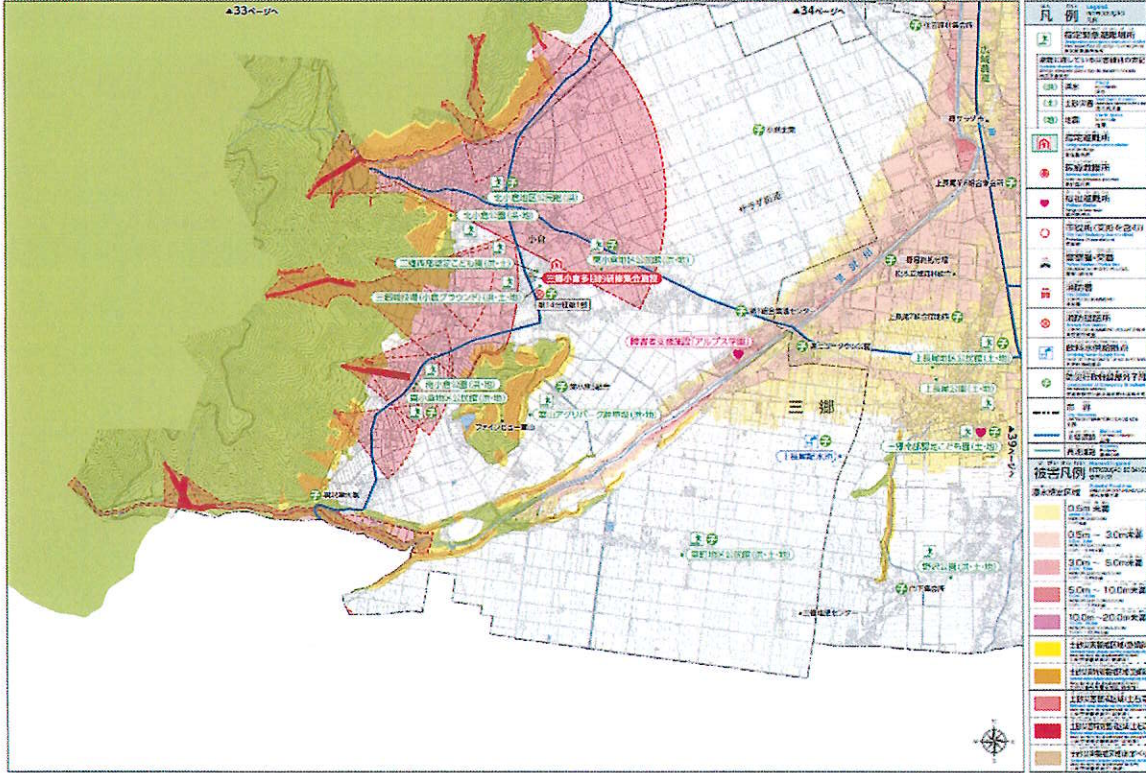
九 普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。
 Always confirm the routes to the evacuation areas.



⑨詳細 (37~38)

小倉 温
Mitsuo Ogura/Yutaka

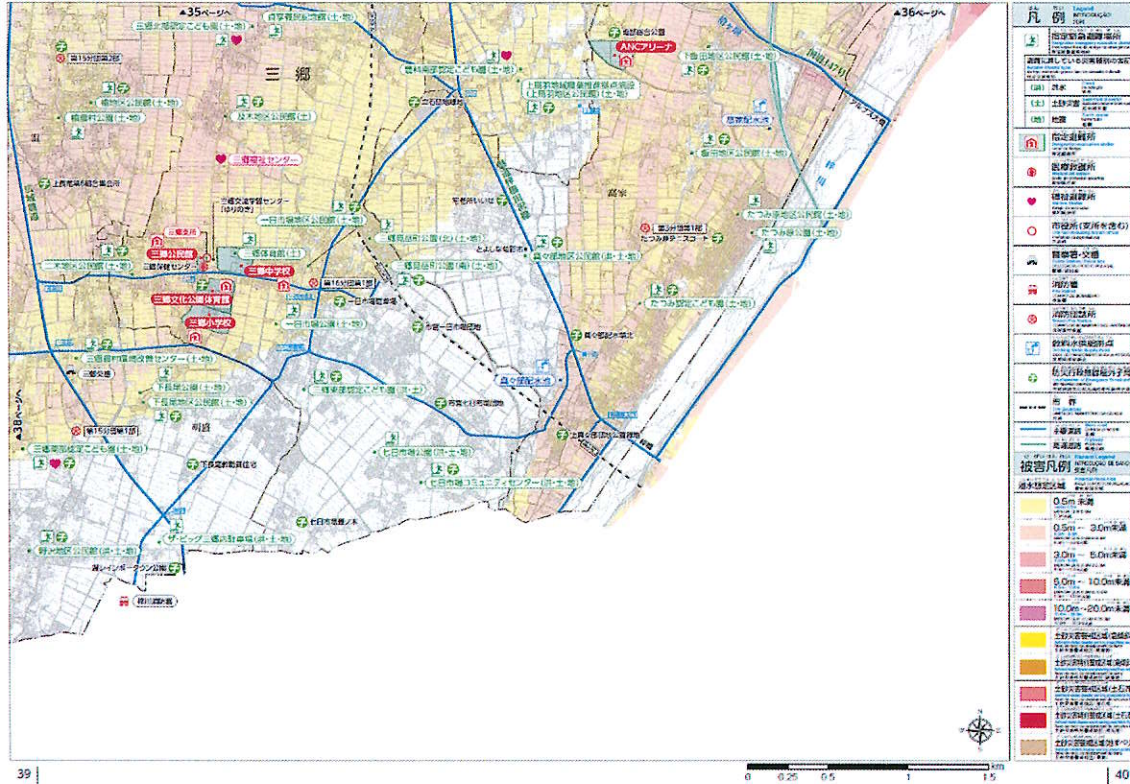
▲ 普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。
Always confirm the routes to the evacuation area.



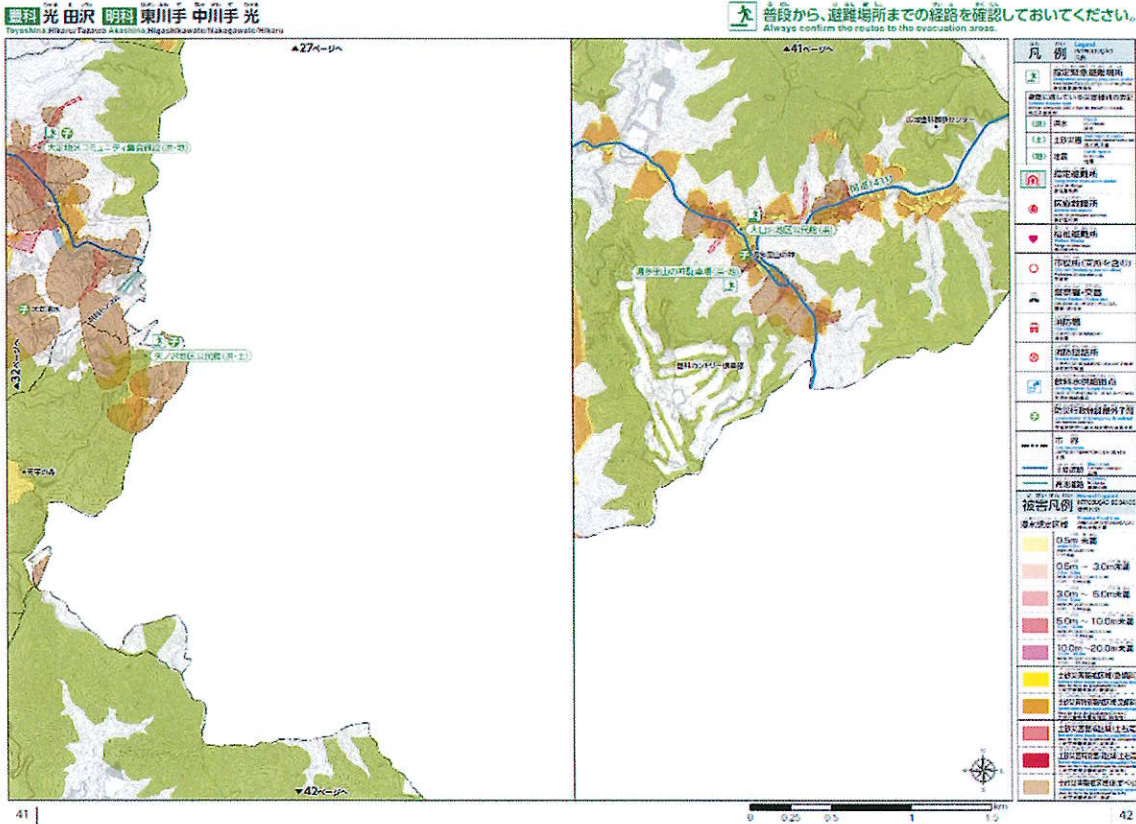
⑩詳細 (39~40)

豊科 豊科 高家 三郷 温 明盛
Toyoko Nita Toyoshina/Takibe Mitsuo Yutaka/Mitsuo

▲ 普段から、避難場所までの経路を確認しておいてください。
Always confirm the routes to the evacuation area.



⑪詳細(41~42)



安曇野市洪水・土砂災害ハザードマップ(令和4年8月更新版)

⑫各商工会館想定被害

- ・事務局本部(穂高商工会館) P5…「⑥詳細参照」
 - 【大雨・洪水】近くを流れる穂高川から直線距離で600m離れており、扇状地の特性から浸水想定地域からは外れている。しかしゲリラ豪雨のように短時間での高い降水量を記録した場合には、会館南側道路から内水氾濫の危険がある。
 - 【土石流】市街地にあり土石流の被害は想定されていない。
- ・明科商工会館 P4…「③④詳細参照」
 - 【大雨・洪水】近くを流れる犀川から直線距離500m離れており標高差があるものの0.5から3mの浸水想定地域となっている。令和元年東日本台風では、明科地域北部の下流部で一部床上・床下浸水被害をもたらしている。またその時には犀川橋の橋桁下すれすれまで水位が高まったため、崩落による地域分断の可能性もある。
 - 【土石流】市街地にあり土石流の被害は想定されていない。
- ・豊科商工会館 P6…「⑧詳細参照」
 - 【大雨・洪水】市内の至るところに昔の宿場の名残を残す水路が大小あり、地域内は広域で0.5~3mの浸水被害が想定されている。ゲリラ豪雨のように短時間での高い降水量を記録した場合には、国道147号道路から内水氾濫の危険がある。
 - 【土石流】市街地にあり土石流の被害は想定されていない。

- 堀金商工会館 P6…「⑦詳細参照」

【大雨・洪水】近くを流れる川はなく用水路も少ないため浸水被害は想定されにくい。

【土石流】市街地にあり土石流の被害は想定されていない。

- 三郷商工会館 P7…「⑩詳細参照」

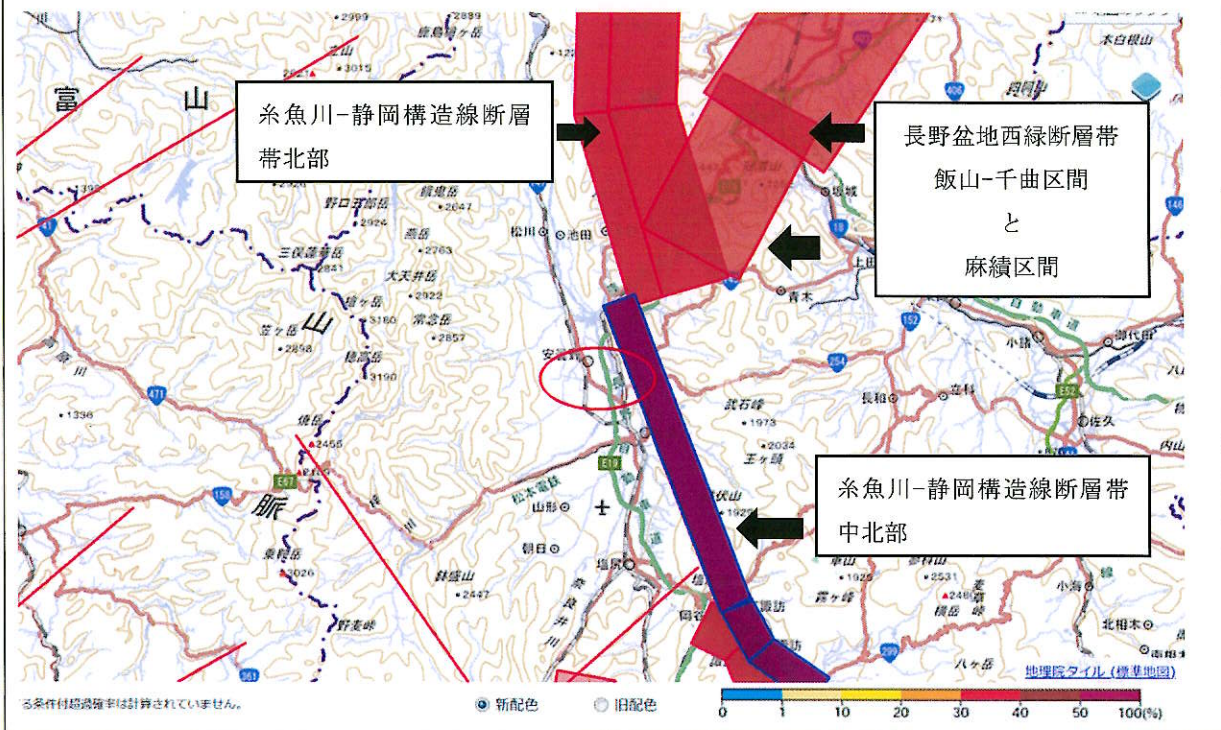
【大雨・洪水】市内の至るところに水田用水路が大小あり、地域内は広域で 0.5～3m の浸水被害が想定されている。ゲリラ豪雨のように短時間での高い降水量を記録した場合には、標高差が少ない事から内水氾濫の危険がある。

【土石流】市街地にあり土石流の被害は想定されていない。

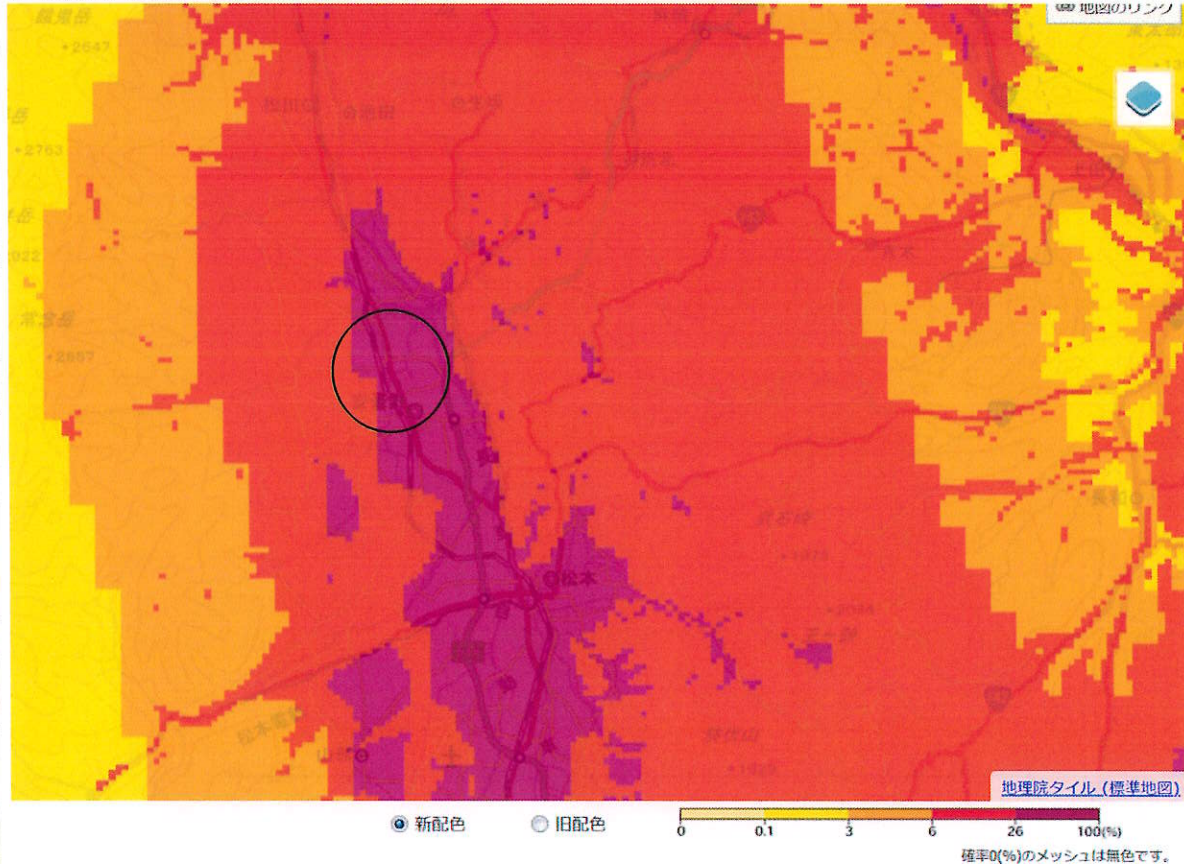
(1) - 3. 地震【(日本防災研究所) 2020 年版データを引用する】

①安曇野市の位置と活断層分布

安曇野市周辺の断層帯分布は、東側に糸魚川-静岡構造線断層帯があり、特に北部～中部が断層と接近している。



②安曇野市及び近郊の震度予想分布



当市地域の震度予想【30年震度6弱以上の揺れに見舞われる確率 26%以上と推定。】

糸魚川-静岡構造線断層帯中北部は活断層地震の影響が最も強い地域である。

2022年政府の地震調査研究推進本部が、今後30年以内にM(マグニチュード)7.6程度の大地震が起きる可能性が14%~30%高いと長期評価の概要を発表、その発生は予断を許さない。

(1)-4 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

特に当市は高齢化率(65歳以上の割合)が全国平均(29.1%)より34.5%(R3.10現在)と高く影響は高い。

商工会が果たす地域へのサービス機能を維持する為にも【感染症に備えた事業計画】を策定し普段の準備を行う必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3,359人 ← 企業統計調査
- ・小規模事業者数 2,610人 ← 企業統計調査

表1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県商工会の概要 データ編 R4年4月現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・ 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内事業 総数	456	358	142	734	517	788	364	3,359
(内)小規模 事業者数	377	267	96	493	飲食(325) 宿泊(59)	643	350	2,610
備考								

(3) これまでの取り組み

①当市の取り組み

- ・地域防災計画の策定(見直し修正 令和4年3月 安曇野市防災会議)
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に基づき、安曇野市防災会議で作成。
住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。
- ・当市防災マップの作成と配布
市民が災害に対する知識や心構えを身につけ、災害時の適切な判断や落ち着いた行動をするために役立ててもらうことを目的として、市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、地震による揺れやすさ、震度想定のほか、災害に関係する情報を1冊にまとめた防災マップを作成し、危機管理課及び市民課窓口等で配布している。また、市ホームページに掲載するなど、防災意識の向上に努めている。
- ・市民参加型の防災訓練の実施
災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であり、日ごろからの訓練が重要である。
市では、自主防災組織を中心として、地域の人達が一緒になった指定避難所の開設及び設営訓練を定期的実施している。訓練を通じて「地域のつながり」を深めてもらい、地域防災力の向上を図っている。
- ・防災意識の向上と防災に関する情報提供
市民が安全で確実な避難行動をとれるように日ごろから防災意識の啓発に努めている。
災害発生時には住民に対し、災害対策基本法に基づく避難情報等を速やかに発出するため、市のホームページや市メール配信サービス、市公式twitter、防災行政無線、防災ラジオ等の多様な手段による情報提供を進めているほか、市内の団体・グループを対象にした防災に関する出前講座を行い、防災意識の向上を図っている。
- ・防災備蓄品
災害発生時の避難住民が必要になる食料や生活必需品、避難所運営用資機材などを計画的に整備するとともに、民間事業者及び他自治体等との災害時の協定締結を進め、必要な物資が速やかに調達できる体制の構築に努めている。

・市内宿泊施設を活用した避難場所の確保

避難行動要支援者等を対象に災害の発生の恐れ又は災害発生時に躊躇することなく、安心して避難してもらうため、市内にある宿泊施設6社と「災害時等における宿泊施設の客室の提供に関する協定」を締結し、多様な避難場所の確保に努めている。また、市が対象者と介助者1名の宿泊費のうち5,000円を負担する。

・防災用品購入補助金制度

市民が災害時の在宅避難等で使用する防災用品の購入費に対する補助を実施している。補助対象となるのは、市防災ラジオ、非常食、簡易トイレ、寝袋などの23品目。補助率は、購入費の3分の1で、上限5,000円としている。発災から3日分の食料や飲料水等を備蓄しておく重要性を認識するとともに、自助の重要性の啓発につながっている。

・感染症の対策

感染症対策について、平時から防災担当部署と保健担当部署が情報共有を図るとともに、県等の関係機関と連携し、感染症が蔓延した際の対応や体制の整備に努めている。

また、災害発生時の避難所においては、国・県が示す感染症拡大防止のためのガイドライン等を参考に、感染拡大防止対策を行うこととしている。

②当会の取組

- ・危機管理マニュアルを策定し、万が一災害発生時の職員の防災対応の徹底を図っている。
- ・市の防災訓練への参加に向け、協力体制の構築を進めている。
- ・事業者BCP策定に関する支援を行い、事業者ができる限りの自主的再建を構築する体制を図っている。
- ・【別添危機管理マニュアル】に掲載した防災備品の備え付けを進めている。
- ・共済と各保険会社と連携し、災害時の保険加入の促進を図っている。

③課題

- ・市の防災無線を完備しており非常時の連絡体制は整えているが、実際に発生した時の実効性を確保していくため、市や松本広域消防局との連携した訓練の実施が必要である。
- ・マニュアルは整備したが、職員等へ運用方法等について周知徹底を図る必要がある。また、今後は市と連携する具体的な体制や行動についてマニュアルへの追記が必要。
- ・感染症対策については、特に高齢者比率の高い地域への対応強化について関係団体との検討が必要である。
- ・管内小規模事業者のBCP策定は製造業者については比較的策定が進んでいるが、それ以外の業種は必要性や認知度が低く、継続した啓蒙活動が必要である。
- ・感染症対策において、市内小規模事業者に対して予防接種の奨励や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りやマスク・消毒液等衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の重要性及び必要性を周知することが必要である。

④目標

- ・災害発生時に安曇野市との連携の強化をはかるべく、訓練等を通じ円滑な対応ができるよう平時より体制を整えておく。また、災害発生後の復興支援やパンデミックといった感染症等発生時に速やかに対応できるよう、日頃から市等の関係機関と情報共有や連携を図れるような体制を構築する。
- ・管内小規模事業者に対して災害リスクや感染症リスクを認識させるため、根気強くセミナー等を開催し、災害等リスクに対する意識啓蒙を図る。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日)

事業継続力強化支援事業の内容

当会と市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和 3 年 11 月に締結した「災害時における支援活動に関する協定書」や「感染症発生に備えた事業継続計画」について本計画との整合性を整理し、自然発生や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

①中小企業に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減する為の取組や対策（事業休業の備え、水災補償・地震補償の損害保険・共済等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む中小企業の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（事業継続力強化計画の認定等）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き中小企業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処する事を周知する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和 5 年 3 月に事業継続計画（Ver 1）を作成
安曇野市商工会 危機管理マニュアル（Ver1）策定（別添）

③事業者 BCP 策定等に向けた関係団体と連携

- ・「長野県 BCP 策定支援プロジェクト」を活用し、BCP の策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

④フォローアップ

- ・中小企業者の事業者 BCP 等取組状況を定期的に確認する。
- ・安曇野市と本策定の支援計画についての状況確認や改善点について協議する。

⑤当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 5 強以上の地震・台風・豪雨）が発生したと仮定し、安曇野市との連絡ルートの確認を行う。訓練は市の防災計画に準じて行う。

(2) 発災後の対策

地震、台風、豪雨等の自然災害の発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡をする。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後1時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

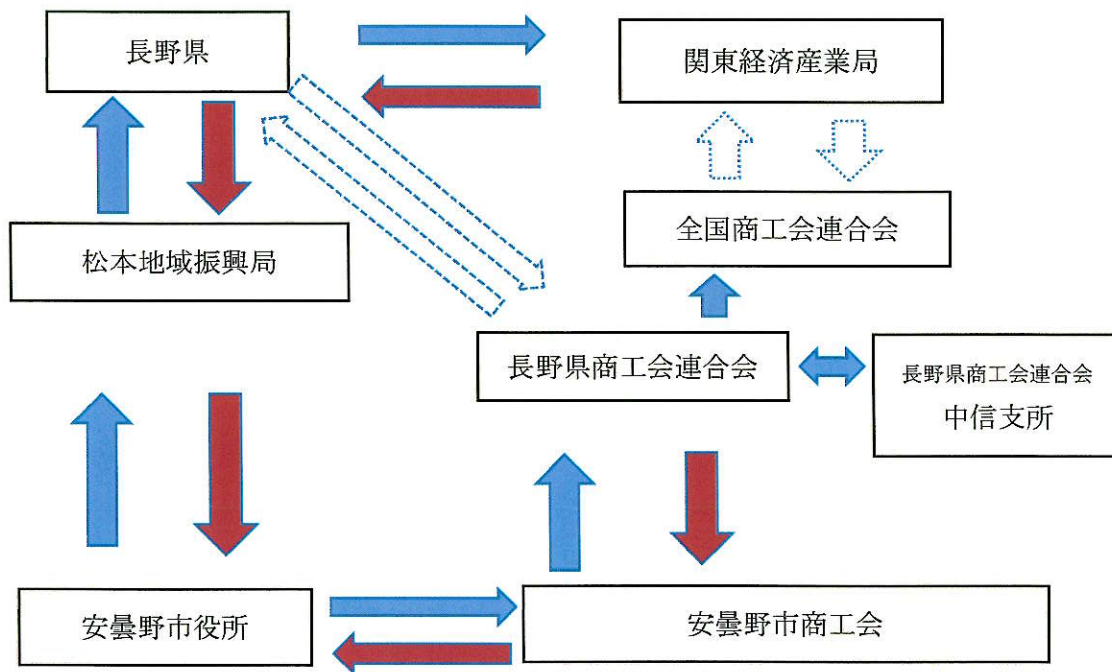
※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～数日間	1日に最低1回共有する。
数日後～1か月後	必用に応じて適宜共有する。
1か月後	状況を勘案しながら適宜共有する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の中小企業の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止する為、被害地域での活動を行う事について決める。
 - ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について予め確認しておく。
 - ・当会と当市が共有した情報を、当市から長野県松本地域振興局商工観光課へ報告する。
- ※急を要する場合は、県担当課又は関東経済産業局が直接情報収集を行う事がある。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、安曇野市役所と相談する。（当会は国の依頼を受けた場合は特別相談など窓口を設置する。）
- ・安全が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

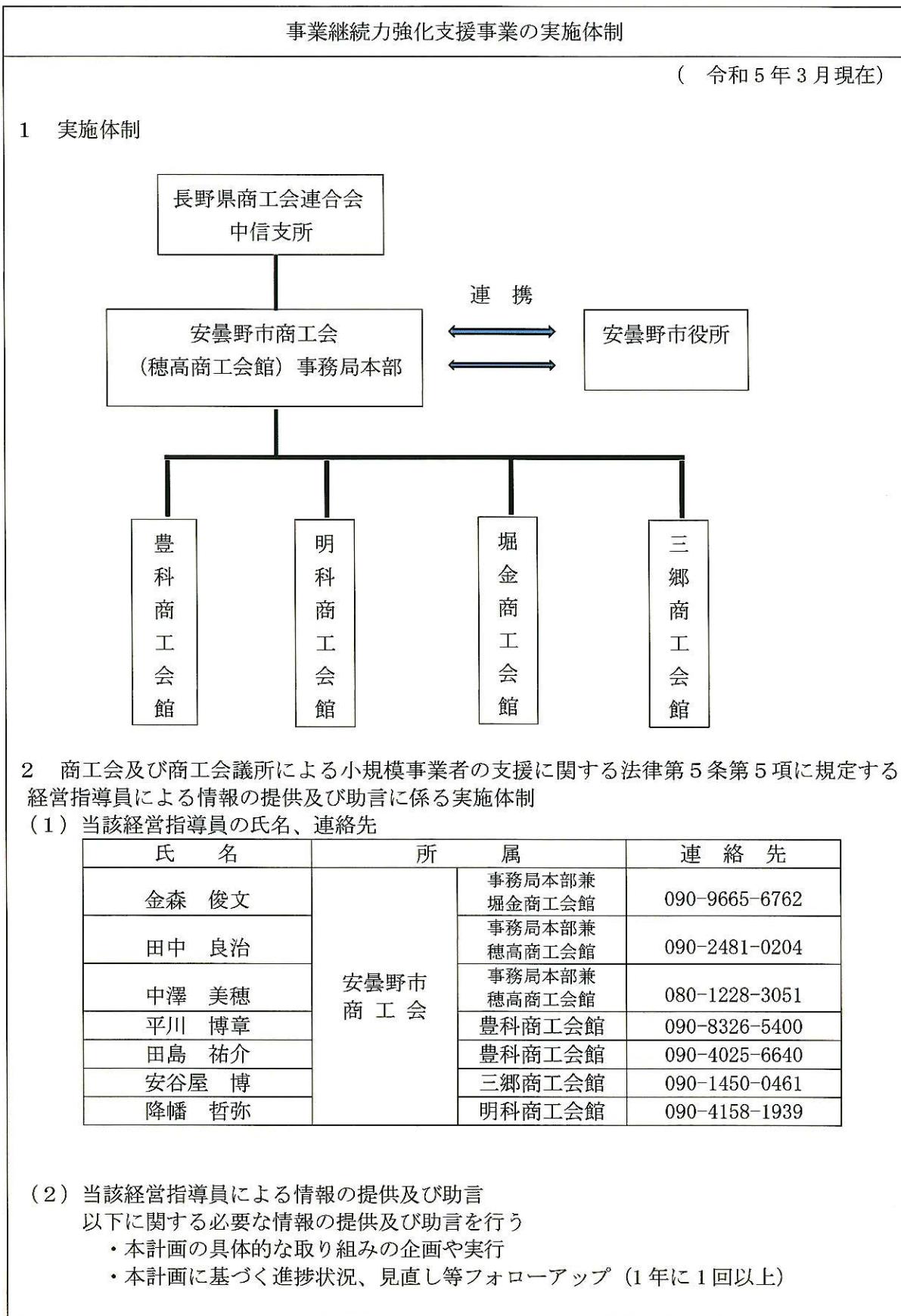
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の区域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

その他

- ・(3)の内容について変更が生じた場合（生じる恐れがある場合も含む）は、予め県に相談をする。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 安曇野市商工会

本所・豊科商工会館

〒399-8205 長野県安曇野市豊科 4715 番地 1
TEL 0263-72-2986 / FAX 0263-72-8461
E-mail:toyoshou@azumino-biz.net

事務局本部

〒399-8303 長野県安曇野市穂高 5047
TEL 0263-87-9750 / FAX 0263-72-8491
E-mail:azuminoci@azumino-biz.net

穂高商工会館

〒399-8303 長野県安曇野市穂高 5047
TEL 0263-82-5820 / FAX 0263-82-5494
E-mail:hotaka@azumino-biz.net

三郷商工会館

〒399-8101 長野県安曇野市三郷明盛 477 番地 2
TEL 0263-77-3170 / FAX 0263-77-6660
E-mail:misato@azumino-biz.net

堀金商工会館

〒399-8211 長野県安曇野市堀金烏川 2120 番地 24
TEL 0263-72-5123 / FAX 0263-72-8457
E-mail:horigane@azumino-biz.net

明科商工会館

〒399-7102 長野県安曇野市明科中川手 6833 番地 6
TEL 0263-62-2317 / 0263-62-5456
E-mail:akashina@azumino-biz.net

(2) 関係市町村

安曇野市役所 商工労政課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
TEL 0263-71-2000 (直通) 0263-71-2041・2042
FAX 0263-71-5000

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	0	1,100	700	700	700
・ 専門家派遣費	0	100	100	100	100
・ セミナー開催費	0	100	100	100	100
・ パンフ・チラシ作成費	0	100	100	100	100
・ 防災等備品	0	400	200	200	200
・ 備蓄品等	0	400	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

- ・ 会費収入
- ・ 長野県補助金
- ・ 安曇野市補助金
- ・ 事業収入等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>あいおいニッセイ同和損害保険会社株式会社 長野支店 長野県長野市中御所岡田 5 3 - 7 支店長 麻田 明利</p> <p>長野県火災共済協同組合 長野県松本市中央 1-23-1 理事長 柏木昭憲</p>
連携して実施する事業の内容
<p>上記連携する 2 社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 ・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させる為の取組みや対策の周知・説明を行う。 <p>あいおいニッセイ同和損害保険会社株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対し、BCP 策定（事業継続力強化計画等）による実効性のある取組み支援等を行う。 ・セミナー開催支援・巡回同行支援・個別相談会等 BCP 策定の為の策定支援を実施する。
連携して事業を実施する者の役割
<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な専門的立場から精査することで事業継続のための資金を確保することができる。 ・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性ある BCP の策定を図ることができる。 <p>長野県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時の復旧に必要な費用算定等の支援を受けることができる。 ・BCP 策定に必要な情報の提供をうけることができる。
連携体制図等